

松江地方裁判所委員会（第43回）議事概要

第1 日時

令和4年10月25日（火）午後1時30分～午後3時30分

第2 場所

松江地方裁判所大会議室

第3 出席者

（委員） 石田強、岡本洋之、片寄洋子、黒澤修一郎、小林直子
高野陽太郎、柳樂眞悟、福田佳典、古川淳、松井千鶴
子（委員長）、三島恭子（五十音順敬称略）

（事務担当者） 田渕事務局長、溝口事務局次長

清水民事首席書記官、法正刑事首席書記官

土井総務課長

（庶務） 江角総務課庶務係長

第4 テーマ

裁判所のデジタル化について

第5 議事

1 新任委員自己紹介

2 委員長選任

委員の互選により、松井千鶴子委員が委員長に選任された。

3 前回委員会テーマについての報告

4 概要説明

5 意見交換等

別紙のとおり

6 次回委員会のテーマ

裁判所職員の人材確保と育成について

7 次回開催日時

令和5年3月9日（木）

意見交換等

委員長: 本日は、裁判所のデジタル化について御意見を頂戴したいと思います。

委員の皆様が裁判所を利用されることを想定して、1点目は、デジタル技術を活用して、より利用しやすく満足度の高い裁判手続となるためには、どのような方法が考えられるか。2点目は、裁判所を利用するのに何がネックになっているのか。こういうことがデジタル化されればよいと思うことなどについて意見交換を行いたいと思います。

まずは、デジタル技術を活用して、より利用しやすく満足度の高い裁判手続となるためにはどのような方法が考えられるかという点について御意見をいただきたいと思います。

実際に裁判手続を利用されている弁護士の立場としての御意見はいかがでしょうか。

委員: デジタル化による民事訴訟の争点整理手続を利用しておりますが、特に遠方に出向くための移動時間の短縮は、非常に大きいと感じています。一方で、当事者が一緒に出頭したいという場合、特に法人ではなく個人の方の場合、裁判所での厳格な手続を想定されていたけれども「こんなもんですか」といったような納得感の薄さを感じる方もあるように感じます。

委員長: 裁判というと儀式的な感じがあるんですかね。

委員: 法的な意味合いは代理人が説明を十分に尽くすところだろうと思いますが、納得感とかそういった意味においてどうかなと思うことが稀にあるということです。

委員長: 法律の研究者の立場からいかがでしょうか。

委員: コロナ禍で、対面での口頭弁論が実施できず、多くの事件で審理が延期になったという話を聞いたので、そうならないためにこのように必要な手続を行うための手段を用意していくというのは一歩前進なのかなと思います。

書面の電子データ化、オンライン会議など「デジタル化」は非常に広い言葉

ですので、市民に「こういうこともデジタルでできますよ」と説明する際には「デジタル化」という言葉を使うよりも、もう少し分かりやすい言葉を選ぶほうがよいのかなと今日の説明を聞いて感じました。

委員長: 利用する立場の話も出ましたが、例えば、どういうことがデジタル化されたらよいと思われますか。御意見あるいは御質問なりでも結構ですが、いかがでしょうか。

委員: 実際の裁判手続でどうデジタル化できるかというのは私が申し上げにくいですが、例えば、こういう委員会なども試験的にオンラインを取り入れてみることはいいと思います。ただ、先ほどおっしゃいましたが、裁判所の重々しさというか、儀式的なところというのは、やはりその場でないと伝わらない雰囲気であったりもするなとも思います。ケース・バイ・ケースで考えていかなければいけない内容なのかなと思いました。

委員長: 裁判手続としてこういうものがあつたらいい、あるいは、裁判所を利用する上で何がネックになっているか、御意見等はございますか。

委員: 例えば、仕事や家庭のことで困ったことがあった場合に相談するのは弁護士さんかなと思います。裁判所は敷居が高いといいますが、いきなり裁判所に相談される方がいらっしゃるのか、初歩的な質問ですがそのあたりを教えてくださいたいです。

事務担当者: 一般の方が手続相談にいらっしゃることもございます。市民に近い裁判所として簡易裁判所があり、簡易裁判所では調停という話合いで紛争を解決する手続があります。調停は非常に低廉な価格で申立てができますし、難しい法律的な論点を詳しく知らなくても申立てができます。裁判所の窓口で調停の説明をさせていただくことはございますし、訴訟についても、簡易裁判所では一般の方が利用しやすいように手当てがされていますので、そのような手続の説明をさせていただいています。

委員長: 裁判所のホームページで広く情報発信をしているところですので、そう

いうものを利用していただくということもあると思うのですが、この点に関してはいかがでしょうか。また、裁判所がデジタル化を進めるとこれに置いていかれると不安になる方もおられるのではないかと思いますか。いかがでしょうか。

委員:私はデジタルがあまり得意ではなく、e提出とか、e何とかと付くのが非常に苦手で、マイナンバーカードの登録も「携帯で簡単にできますよ」とあったんですがうまくいきません。私以上に高齢の方だとより難しいだろうなと思います。慣れている人にとっては便利でもデジタル難民にとってはこれほど敷居が高いことはありません。裁判所が今まで以上に敷居が高くなるのかなという感じます。デジタルは、仕事の効率化のためには非常に有効だとは思いますが、利用者側の立場で本当に便利なのかという視点は、また違うのかなと思います。

また、ホームページも必要に迫られて見る人はいても、普通に裁判所のホームページにアクセスしようと思う人はほとんどいないのではないかなというのが個人的な意見です。

さらに、それぞれのデジタル環境も違います。高校では高校1年生から一人1台ICTを入れています、家庭のICT環境が違いますので、授業を配信するにも制限がかかって動画が送れないというような生徒もいる中で、みんな一緒にというのはなかなか難しいと思っています。それぞれの環境が違うということを経験した上で、デジタル化を考えないと置いていかれる人が出るんじゃないかと非常に危惧するところです。

委員:今の話で思い出したのがワクチン接種に関してです。ワクチン接種が始まった当初、電話をしても繋がらず、インターネット予約は難しいというお年寄りがたくさんおられて、一時期パニックになりました。急遽、ある団体が「お手伝いします。」という取組みをやり、うちの会社でもお店に来ていただいた方にお手伝いしました。裁判所のデジタル化でも利用する方をお手伝いするよ

うな窓口があるとお年寄りなどからするといいいのかなと思いました。

委員長: デジタル弱者というのは私も身につまされているところです。裁判所の現時点でのデジタル手続の利用の状況、また、御自身での利用が難しい方に対してどのように考えているかについて裁判所側で説明をお願いします。

事務担当者: フェーズ1の段階でデジタルを使った手続が実施されているのは双方が弁護士の場合です。民事訴訟法改正後もオンライン申立てが義務化されるのは弁護士などだけです。一般の方については、紙で申立てをすることもできます。

また、記録の閲覧手続については、今後、最高裁の規則により具体化していく予定ですが、裁判所に設置された端末でデジタル化された記録を閲覧することができるようになります。

委員: 島根県の消費者安全室は、消費者の保護と安全安心なまちづくり、防犯、犯罪被害者等支援を警察と連携しながら行っています。犯罪被害者等支援については、被害に遭われた方、その御家族、御遺族の方からお話を聞く機会もあります。先日あったシンポジウムで「二次被害」の話がありましたが、これは行政手続、司法手続でも起こりうるものです。犯罪被害に遭われた方が裁判所に来られることもあると思いますが、デジタル技術を使って二次被害を防ぐことができるようになればいいと考えております。一方でデジタル化することでそういった方々が困るようなことがあっては当然いけないと思っています。

委員: 今の点については、おっしゃるとおりだと思います。ただ、これまでの話を聞くと、通常であれば、こういうことをしたいからデジタル化をするんだということになると思いますが、今回は、まず、デジタル化ありきで、デジタル化することを決めておきながら、じゃあ何をどういうふうにしましょうか、そういうふう聞こえます。

委員長: 今の点について裁判所側で説明をお願いします。

事務担当者: 現在、世界中で各分野におけるデジタル化が急速に進展している状

態です。令和3年度の情報通信白書によると、インターネットショッピング、各種クレジットサービスなど、情報通信機器を利用した広域での取引が拡大している状況で、情報通信技術を活用した新しい生活様式が定着し広く国民に普及しています。これらに対応した裁判手続も構築していかないと利用者のニーズに応えていくことができないという理由で裁判所のデジタル化が検討されることになりました。リモートで裁判手続を行うことができると、遠方から裁判所に出頭するという負担の解消にもつながり、裁判所と利用者の間で利便性が向上すると思っております。また、これらにより、合理化、効率化、迅速化など審理や裁判の在り方の改善につながり、より良い裁判になっていくのだと理解しております。

委員長: それでは2つ目の議題ですが、「デジタルの特性を生かした新しい仕事の進め方」について意見交換をさせていただきたいと思います。各委員の職場などで、デジタル化の取組みがどのように行われているかについて、あい路なども含めてお伺いできたらと思います。

委員: デジタル化の定義は難しいものです。情報共有、ペーパーレスなど色々あると思います。テレビ局は単一の仕事をしている部署だけでなく様々な種類のことをしている部署の集まりですので、それぞれの部署で様々なシステムが入っています。会社全体で同一のシステムを使っているというものはあまりなく、あるとしたら、経理システムや人事評価システムなどと思います。各部署が様々なシステムを入れていることで、逆にわかりにくくなっているという部分もあります。情報共有であれば、メールや掲示板のほか、最近は「LINE WORKS」も利用されています。それぞれの人が様々なところに情報を出すため、一体どこで共有される情報だったのかが、わからないという声もあります。

会議などは、ペーパーレス化しているものの、実際に文章を見て協議しないといけないようなものはプリントアウトしており、まだまだ良い使い方がわか

っていない部分もあります。

便利なシステムとしては「LINE WORKS」を使っています。携帯は持ち歩いているので、どの場所でも「LINE WORKS」であれば、情報共有できるところが便利だと思います。

委員長:会議などはオンラインでされているんですか。

委員:オンライン会議はかなり増えています。情報共有の会議はオンラインでもできますが、意見やアイデアを出し合って何かを構築するというのはオンラインではなかなか難しいと感じています。

委員長:在宅勤務はいかがですか。

委員:コロナがまん延していた時期はやっていましたが、今は東京の支社以外では利用していないと思います。

委員長:やはりできないことが多いということでしょうか。

委員:できないことが多いというよりも、仕事の内容として顔を突き合わせてやったほうがいいことが多くて、在宅勤務はあまり利用していないという状況です。

委員:当社でもデジタル化を進めてほしいということ言われています。ただ、先ほどもお話があったように、部署やお客さんごとに取り入れているシステムが違うこともあり、全て統一するところまではいっていませんし、逆にわざわざ統一しなくてもいいのかなとも思っております。

行政との仕事も多いのですが、最近はむしろ行政側からデジタルツールを使ってやり取りをしてくれと言われることも多いです。作業報告や簡単な相談は、全てWeb上のツールを使ってくれと言われています。行政も我々もデジタル化の必要性は感じており、問題を解決するために最善のものは何かというところを考えている状況です。

先日、ある方から話を伺いましたが、コロナ禍で出社できないため、既存のシステムが機能しなくて不満が爆発したということがあったようです。そこ

で、30代、40代の実務をメインで担当している人を中心に意見を集めて、それをすぐに事務方のトップに上げるようなシステムを構築したと聞きました。マイクロソフトの「T e a m s」を全員に配付してチャットツールを使ったことで業務が改善したそうです。実際に生産活動を行っている30代、40代の方は、こうだったらいいのにとか、どうしてここはこうなんだというところを少なからず持っていると思うので、それをいかに引き出していくかということが一番大事なのかなと思っています。会社でも、これらの年代の人を中心にこれまでの慣例は全部取っ払えるものだと思って意見を出してくれと意見を募り、どこから改善しようかを考えています。デジタルツールでなく紙の処理であっても、できるものは何でもいいからとやっていくと意外とその中に発見できることがあると思います。裁判所でメインで仕事をされているのが30代、40代の方になるのかはわかりませんが、実際に困っている点を出させるのが一番近道になるのではないかと感じております。

委員長:学校はいかがでしょうか。

委員:コロナ禍で校長会や全国のPTA会をテレビ会議で行いました。情報を受け取ることが目的であればいいですが、協議となるとなかなか協議が発展しないと感じます。この夏、松江で算数・数学全国大会というのをウェブでやりましたが、例年であれば、発表者に対して参加者が様々な質問をするのですが、時間の制約や機器の制約などもあって1発表1つ程度の質問に終わってしまい、深まりにくさを感じました。情報を受けとるだけであれば多くの人が参加できるのでウェブ利用はいい方法だと思います。

テレワークについては、学校現場では非常に難しく、コロナにかかった教員が自宅から解説動画を配信したりはしていましたが、生徒にウェブの環境がなかったりして中途半端に終わっていました。生徒の個人情報の扱いの問題もあり、テレワークには向かないと思います。

委員長:弁護士事務所はいかがですか。

委員: 事務所として事務効率のためにIT化をしているということは特にございません。電話対応が多いですが、メールでの相談や、例えば契約書であれば、「Word」でいただいたものにコメントを入れてお返しをするようなことはよくやっております。「Dropbox」というツールや、「チャットワーク」というツールなど依頼者や相談者の希望に応じて利用しているものもあります。決算書などの大量な資料を見る場合に「Dropbox」を利用しております。

Zoom会議も利用しています。

委員: 当社は県内に3店舗ありますが、コロナ禍以降、店長会や営業会議を「Zoom」で行っています。先ほど、相手の環境が整っていないとオンライン授業をするのが難しいという話がありましたが、私どももお客様にWi-Fi環境がないとか山奥で電波が届かないとか様々なことがあって、なかなか難しい部分があります。ただ、オンラインでの打合せは多くなり、私も月に10本位入ります。それも「Zoom」だったり、「Web BOX」だったり、「Google Meet」とか様々なツールがあるので、このツールと音声聞きづらいとか、これは音が被って発言がしにくいなどの癖も少しずつわかってきます。色々なタイプのものを使って、ケース・バイ・ケースで対応するしかないと思っています。社員にはまだまだアナログな人間も多く、一斉にスタートというのはなかなか難しいと思うので、できるだけ利用するよう奨励しています。

オンラインで画面共有をするとスクリーンショットが簡単に撮れてしまうので、個人情報扱う場合はこの書類は破棄してくださいとか、これは一切撮らないでくださいということを徹底しないと難しいと思います。

委員長: ここまでのところでオンライン会議の話が出ておりますが、それ以外に何か利用されているものがあれば、教えていただきたいのですが、いかがですか。

委員:大学に勤務しておりますが、大学はコロナ禍をきっかけにオンライン化がかなり進みました。コロナ禍で対面授業を行うことができなくなったので、「Z o o m」を使って同時配信したり、パワーポイントに音声をつけて解説をしてポータルサイトにアップしたりするなど、大学における授業はかなりオンライン化が進んだと思います。現在、対面でも授業を行えるようになっていますが、オンラインのほうがやりやすいとか、学生に評判がよいということでオンライン授業を選択する教授もいます。対面とオンラインを併用してやろうとすると、それなりの機材や設備が必要になります。多様な参加ができるのは良いですが、使い方を習得しないといけないので結構大変なこともあります。そのあたりはより良い使い方などを探っていく必要があると思います。

委員:当社は「L I N E W O R K S」を使っています。打合せの日程などを入れることができますので、出先やお客様との打合せ中にスケジュールを見ながらスタッフの動きがすぐにわかるなど重宝しています。顧客管理では「k i n t o n e」というツールを導入しています。社内サーバーに過去のデータが入っており非常に便利です。お客様とのやり取りも「L I N E」などですることが増えており、3 D画像や見積書、カタログの写真を送れたりするので、昔のように図面を青焼きで焼いてみたいなやり方はなくなり便利になったと思います。私もデジタル音痴のほうですが、普通に使えていますので、昔のことを思えばとても効率的になったなと思います。

委員長:ペーパーレスが進んでいるというような印象を受けますが、色々なデータファイルがある中から欲しい情報をすぐに取り出すのはそんなに難しいことではないんですか。

委員:パソコンに図面データがあるのでそれをサーバーに入れています。打合せのときは、もちろん印刷して読み込んだりすることもあるのですが、ファイル化していますので難しくはありません。

委員長:ファイルごとに整理されているということですね。

委員:電子ファイル以外に発注書など手書きのものもありますから、紙のファイルも同時に管理しています。両方ないと不十分な部分もあります。

委員:何でもかんでもデジタル化すればいいというものではないと思っています。流出リスクもあります。デジタル化することのメリットとデメリットを考えた場合、必ずしもデジタル化することがメリットにつながるとは限らないと考えています。

うちで利用していていて裁判所の参考になるものとしてはメッセージボードがあります。「チャットワーク」とか、「グループLINE」のようなものです。決裁の際の色々なやり取りが煩雑であるため、メッセージボードを使って、決裁の内容や方針などを話し合っています。メリットは情報共有ができることと過程が全部残るので議事録をいちいち作らなくていいですし、言った言わないになりません。特に年度をまたぐ場合、異動があるので、本来なら引継資料を作成する必要がありますが、メッセージボードに今までの過程が全部書いてあるので引継資料を作る必要がありません。この点はデジタル化になって良かったと思います。

委員長:メリットとデメリットを考えてやらなければいけないということですね。

委員:県の広報部によると、島根県ICT総合戦略を策定しており、5か年計画で進められています。3つの柱があり、1つ目は県民サービスの向上のための行政の情報化、2つ目が島根創生計画、3つ目がデジタルデバイス対策です。

1つ目の「行政の情報化」は、行政手続のオンライン化による利便性の向上、マイナンバーカードを活用した効率的な情報など色々な施策の展開を図っていく、また県庁内部のデジタル化による行政の効率化を図っていくということです。県だけではなく国全体で取り組まれているところですが、電子決算や、業務を行う上でのAIの活用ですとか、ルーティン業務をAIに任せるといったRPAの活用などをこれから進めていくことになっております。セキュリ

ティについては、流出事件が起こらないように職員意識の徹底から実際のハード面での整備も行っていくことになっています。ICT人材いわゆる専門知識をもった人材を育成して活用するということ、県だけでなく市町村との連携によっても県民全体の利便性を向上させるといった取組を行っております。

2つ目の島根創生に向けた施策分野の取組としては、例えばスマート農業、デジタル技術、独自産業の支援、あとは中山間地域、離島の小さな漁船づくりというのを取り組んでおります。それらのICTの利活用ですとか、テレワークによるU・Iターンの促進も進めていこうとしております。また保健医療、介護の分野でも、まめネットの活用、ICT活用による障害団体の社会参加の促進などにも取り組んでいるところですし、地域生活交通の確保、こちらはオンデマンド交通とか、ICTを活用したいろんな施策の展開ですとか、防災対策についても、いわゆるスマートフォンのアプリを活用した対策の推進というものに取り組まれているところです。

3つ目のデジタルデバイス対策は、高齢者の方、もしくは障害のある方がデジタル化の恩恵を享受できるように、窓口や手続についてきちんと対応を行っていく。全てデジタル化するわけではなくて、部分的にアナログも残しながら全体で対応していくことを県の目標として進めていくことになっています。

電子決裁は、1年前は4割弱ぐらいでしたが、現在は県庁全体で7割程度になっています。本庁の9割は電子決裁が進んでおり、コロナの関係で保健所が例外的に紙で処理しておりますが、出先は大体5割程度は電子決裁となっています。

在宅勤務制度は、子供の養護や介護中の職員の在宅勤務制度とコロナで出勤ができない職員の在宅勤務制度の2種類があります。ポータルシステムや庁内LANシステムにアクセスができるリモート端末を職員に貸し出し、在宅勤務ができるようにしています。ただ、どれくらい実績があるかというところでお話ができるような数字ではなくあまり進んでいない状況です。

オンライン会議は、行政内部、市町村も含めて、「V－CUBEミーティング」を使っており、対外的には「Zoom会議」が多いです。

イベント関係は、参集型のイベントよりもオンラインイベントのほうが参加者数が多いです。オンラインと参集のハイブリッドでやることが一番いいかなと思っていますが、非常に手間がかかります。

デジタル化は避けて通れない課題だと思っておりますので、県としても今後でも取り組んでいくことになると思います。

委員長:本日の意見交換としてはこれで終了とさせていただきます。